

# 紀 要

第 27 号

2014. 3

公益財団法人滋賀県文化財保護協会

## 滋賀県における近現代戦争記念碑

### —基礎的整理と課題の提示—

辻川 哲朗

#### 1. はじめに

近現代の戦争関連記念碑（以下、戦争記念碑）については、おもに文献史学による研究が推進され、近代日本において勃発したばかりの戦争に否応なく直面させられた人々の「思い」の一端があきらかにされつつある<sup>(1)</sup>。

このように、近現代の戦争記念碑にたいする研究は近年いちじるしい進展をみせている。ただ、考古学の立場にたつ筆者が戦争記念碑の多様な形態を目にしたとき、その形態的多様性が時空間のなかでいかなるあり方をしめしているのか、またそうした多様な形態はいかなる経緯によって生じ、変化をとげたのかといった素朴な疑問が生じる。しかし、文献史学からのアプローチは碑文内容による分析に終始しており、このような疑問について論じられることはほとんどなかった<sup>(2)</sup>。つまり、「記念碑」というくモノ自身にたいする分析—とりわけ、その形態的側面にかんする分析が欠如しているようにおもえてならないのである。この点で、くモノの形態を追究する考古学的視点が戦争記念碑研究に寄与できる余地があるとかんがえた。

以上のような見とおしをもって、筆者も滋賀県内の戦争記念碑にたいする検討作業をすすめている。しかし、作業をおこなうなかで、もっとも問題と感じたのは、戦争記念碑の基礎的整理がなされてこなかった点である。

よって、本稿では、以下の2点を主たる目的とする。

- ①滋賀県内の「戦争記念碑」の基礎的整理をおこなう。
- ②滋賀県内の「戦争記念碑」から地域的な特徴—形態的特徴—を見だし、その背景について検討する。

#### 2. 滋賀県における戦争記念碑の基礎的整理

##### 2.1 総体の把握と検討対象（表1）

いくつあるのか？ 滋賀県内には何基の戦争記念碑が存在するのか。この素朴な疑問に回答することは、実はかなり困難である。なぜなら、こうした記念碑の基礎的な台帳が存在しないからである。

しかし、さいわいにも「終戦」50周年を記念して、滋賀県護国神社が県内の忠魂碑・慰霊碑等を集成・調査した報告が刊行されている（滋賀県護国神社編1997、以下『調査集』）。この『調査集』は「滋賀県内に残る明治以降に建立された忠魂碑、慰霊碑及び英霊殿、招魂社等戦没者を慰霊し、顕彰する施設を対象とし」（p12）たものであり、滋賀県における戦争記念碑の基礎資料といえる。『調査集』に掲載されている事例は慰霊施設（招魂社等）が21例、記念碑が422例におよぶ（表1）。

ただし、『調査集』では、戦死者墓碑が基本的に除外さ

れているし、個人記念碑等も対象となっていない。また、集団記念碑についても、現時点で遺族会等が慰霊を継続されている事例を対象としているために、すでに滅失した例や、慰霊行為が途絶した例等については遺漏がある。

本来ならば、県下一円の悉皆調査を実施し、総体を把握したうえで検討をすすめるべきであることは十分認識している。しかし、一個人では、こうした基礎調査をおこなう

表1 『滋賀県内忠魂碑・慰霊碑等調査集』掲載戦争関連記念碑・施設等 \*滋賀県護国神社編1997より作成。

現市町名	旧市町名	施設	記念碑
大津市	大津市	4	27
大津市	志賀町		6
草津市	草津市	1	9
栗東市	栗東町	1	5
守山市	守山市	3	20
野洲市	中主町		4
野洲市	野洲町	1	7
湖南市	石部町		1
湖南市	甲西町		9
甲賀市	甲賀町	1	4
甲賀市	甲南町		5
甲賀市	信楽町		14
甲賀市	土山町		6
甲賀市	水口町	1	11
日野町	日野町		23
竜王町	竜王町	1	2
近江八幡市	近江八幡市	2	11
近江八幡市	安土町		6
東近江市	蒲生町		2
東近江市	能登川町		8
東近江市	五個荘町		9
東近江市	八日市市		35
東近江市	永源寺町		21
東近江市	愛東町		3
東近江市	湖東町		4
愛荘町	愛知川町		7
愛荘町	秦荘町		3
豊郷町	豊郷町		8
甲良町	甲良町		6
多賀町	多賀町	1	14
彦根市	彦根市	1	22
米原市	伊吹町		3
米原市	山東町		3
米原市	米原町	1	4
米原市	近江町	1	4
長浜市	長浜市		8
長浜市	浅井町		6
長浜市	びわ町	1	5
長浜市	高月町		20
長浜市	湖北町		18
長浜市	虎姫町		1
長浜市	木之本町	1	14
長浜市	余呉町		3
長浜市	西浅井町		6
高島市	マキノ町		4
高島市	今津町		3
高島市	新旭町		1
高島市	安曇川町		4
高島市	高島町		2
高島市	朽木村		1
合計		21	422

ことは容易ではない。

**検討対象** そこで、今回は次善の策として『調査集』に掲載された事例を主たる対象として取りあつかうことにした。以下、それをもとに滋賀県内の戦争記念碑について、要素ごとに様相を整理したうえで、概観することにした。

## 2.2 建立基数（表2）

**時期区分** まず、戦争記念碑—なかでも集団記念碑の建立基数の変化を概観する。戦争記念碑の大半には、碑表に碑名（忠魂碑等）、碑裏もしくは碑側面に建立主体と建立年が刻されることがおおい。記載された建立年をもとに、年ごとの建立基数をヒストグラムにしめた（表2）。

これによって建立基数の変化をみると、いくつかのピークがあり、まとめて建立された期間と、建立活動が低調な期間を比較的明瞭に読みとることができる。そこで、昭和20年を境として戦前と戦後に大別したうえで、基数の変化に着目して、つぎのような時期区分をこころみた。

戦前については、日清戦争（明治27・28年〔1894・1895〕）・日露戦争（明治37・38年〔1904・1905〕）を境に細分し、さらに建立基数の変化から昭和5～20年（1930～1945）までを区別した。よって、戦前については、Ⅰ～Ⅳ期に細分することになる。戦後については、暫定的に一括してⅤ期とする。なお、本節以下の記述は上記区分案にしたがうことを基本とする。

**【戦前】** 戦前を四つの段階（Ⅰ～Ⅳ期）に細分した。

〔Ⅰ期〕この段階の事例は『調査集』では確認しえない。現時点で判明する事例は『調査集』で遺漏されている大津市御幸山「記念碑」（明治11年〔1878〕）である（辻川2013）。本例は全国的にも初期の戦争記念碑例であり、現時点で県内最古例となる。

〔Ⅱ期〕この段階には、若干の戦争記念碑が確認できるようになる。しかし、年あたりの建立基数は1基程度とすくなく、現時点では8例にとどまる。

〔Ⅲ期〕日露戦争中の建立基数は、さほどおおくない。しかし、戦争終結後から建立基数が増加する傾向をしめし、大正～昭和初期にかけて、爆発的と表現しうるほどに増加する。とくに、大正4年〔1915〕（18基）・大正11年〔1922〕（12基）・昭和3年〔1928〕（13基）には突出したピークをしめす。これらの基数増加現象の背景として、大正4年が大正天皇御大典に、昭和3年が昭和天皇御大典にあたることをあげうる。ただし、大正11年の増加背景については、現状でうまく説明できていない。

〔Ⅳ期〕昭和5～20年までの間の段階である。昭和4年と5年の間に画期を設定した理由は、①大正期の爆発的増加傾向が昭和4年には1基まで減少すること、②昭和5・6年に建立が確認できないこと、以上2点にある。当該期では年間1～数基程度の建立基数にとどまり、建立が確認できない年もあって、建立基数が減少傾向をしめす。

**【戦後：Ⅴ期】** 敗戦直後は、皆無とはいえないまでも、建立が低調である。その後、建立基数は急激に増加しはじめ、昭和24年（15基）・昭和27年（15基）・昭和28年〔1953〕（35基）・昭和29年〔1954〕（23基）・昭和30年〔1955〕（17基）とピークをむかえる。戦前・戦後をとおして、この期間の建立基数が最多である。このように昭和27～30年にピークをしめす背景には、昭和26年のサンフランシスコ講和条約締結・翌年の条約発効による日本の独立という動向があったとみておくのが妥当であろう。昭和20年代後半の建立基数のピークは昭和30年代初頭には一段落し、その後は年間数基程度の建立がつづく。

## 2.3 碑名（表3・4）

つぎに、戦争記念碑の碑名の変化を概観する。ここでいう碑名とは、碑表に刻された碑の名称（例：記念碑・忠魂碑等）をしめしている。時期による碑名の変化を把握するために表3・4を作成した。

〔Ⅰ期〕本段階の事例は、『調査集』で遺漏された御幸山「記念碑」例をあげる。これにもとづき、当該期の特徴をまとめると、建立基数は僅少であり、碑名は「記念碑」である、ということになる。

〔Ⅱ期〕この段階には若干の戦争記念碑が確認できるようになる。それらの碑名は「殉国之霊」・「奉公之碑」・「兵役死者吊慰記念碑」である。くわえて「〔征〕清忠魂碑」・「忠魂碑」が出現している点が注目される。つまり、当該期の特徴として、「忠魂碑」が出現する点をあげることができよう。

〔Ⅲ期〕日露戦争終結後から建立基数が増加する傾向をみせる。碑名にかんしては、大半が「忠魂碑」であるとともに、それ以外の事例も、「忠勇碑」・「忠霊」・「表忠碑」等といった「忠」字をふくむ碑名でしめられる点は前段階と相違する。以上から、当該期の特徴として、忠魂碑や「忠」字をふくむ碑名が主体化する点をあげることができる。

〔Ⅳ期〕この段階においては、「忠魂碑」が一定量をしめる。なお、「忠霊塔」が昭和15年以降出現する点も留意される。〔Ⅴ期〕Ⅲ・Ⅳ期と同様に「忠魂碑」や「忠霊塔」といった「忠」字をふくむ碑名が一定量存在することは、Ⅳ期から継続する様相である。その一方で、当該期には、以下のようなあらたな傾向も見いだせる。①「殉」をふくむ事例（「殉国」・「殉国碑」・「殉国之碑」・「殉国戦士之碑」等）や「招魂碑」がすくなくないこと。②「英霊」を碑名にふくむ事例が一定量みとめられること。③「戦没者之碑」・「慰霊碑（塔）」・「追悼碑」・「平和塔」・「平和之礎」等、戦前にほとんどみられない碑名が出現し、基数もすくなくないこと。④「南無阿弥陀仏」・「俱会一処」等の仏教的な碑名が出現すること。

以上のようなあらたな傾向のなかで、①・③等については、講和条約発効当時の戦没者にたいする位置づけをしめ

滋賀県における近現代戦争記念碑（辻川哲朗）

表2 滋賀県における戦争記念碑建立基数の変化

\*1 滋賀県護国神社編 1997 をもとに辻川作成。 \*2 対象には忠霊塔もふくめた。  
\*3 建立年不明の事例は除外した。

元号	西暦	基数	建立基数	主要事項	時期区分
明治1	1868	2528			I 期
明治2	1869	2529			
明治3	1870	2530			
明治4	1871	2531			
明治5	1872	2532			
明治6	1873	2533			
明治7	1874	2534			
明治8	1875	2535			
明治9	1876	2536			
明治10	1877	2537		明治10年：西南戦争	
明治11	1878	2538	1		
明治12	1879	2539			
明治13	1880	2540			
明治14	1881	2541			
明治15	1882	2542			
明治16	1883	2543			
明治17	1884	2544			
明治18	1885	2545			
明治19	1886	2546			
明治20	1887	2547			
明治21	1888	2548			
明治22	1889	2549			
明治23	1890	2550			
明治24	1891	2551			
明治25	1892	2552			
明治26	1893	2553			
明治27	1894	2554		II 期	
明治28	1895	2555	1		明治27・28年：日清戦争
明治29	1896	2556	1		
明治30	1897	2557	2		
明治31	1898	2558	1		
明治32	1899	2559	1		
明治33	1900	2560	1		
明治34	1901	2561			
明治35	1902	2562	1		
明治36	1903	2563			
明治37	1904	2564		III 期	
明治38	1905	2565	1		明治37・38年：日露戦争
明治39	1906	2566	2		
明治40	1907	2567	2		
明治41	1908	2568	3		
明治42	1909	2569	3		
明治43	1910	2570	7		明治43年：帝国在郷軍人会発足
明治44	1911	2571	8		
明治45(大正1)	1912	2572	2		
大正1	1912	2572	2		
大正2	1913	2573	2		
大正3	1914	2574	2		
大正4	1915	2575	18	大正4年：大正天皇御大典	
大正5	1916	2576	5		
大正6	1917	2577	7		
大正7	1918	2578	8		
大正8	1919	2579	6		
大正9	1920	2580	6		
大正10	1921	2581	6		
大正11	1922	2582	12		
大正12	1923	2583	7		
大正13	1924	2584	7		
大正14(昭和1)	1925	2585	1		
昭和1	1925	2585	1		
昭和2	1926	2586	13	昭和2～4年：濟南事変 昭和3年：昭和天皇御大典	
昭和3	1927	2587			
昭和4	1928	2588			
昭和5	1930	2590		IV 期	
昭和6	1931	2591			昭和6～8年：満州事変 昭和7・8年：上海事変
昭和7	1932	2592	1		
昭和8	1933	2593	1		
昭和9	1934	2594	1		
昭和10	1935	2595	2		
昭和11	1936	2596			
昭和12	1937	2597			昭和12～20年：日中戦争
昭和13	1938	2598			
昭和14	1939	2599	1		昭和14年：ノモンハン事件
昭和15	1940	2600	1		昭和15年：皇紀2600年
昭和16	1941	2601			昭和16～20年：太平洋戦争
昭和17	1942	2602	2		
昭和18	1943	2603	1		
昭和19	1944	2604	1		
昭和20	1945	2605	5		昭和20年：ポツダム宣言受諾
昭和21	1946	2606	1		
昭和22	1947	2607	2		
昭和23	1948	2608	2		
昭和24	1949	2609	15		
昭和25	1950	2610	9	昭和25年：旧軍人の公職追放解除	
昭和26	1951	2611	7	昭和26年：講和条約・日米安保条約調印	
昭和27	1952	2612	15	昭和27年：講和条約発効	
昭和28	1953	2613	38		
昭和29	1954	2614	17		
昭和30	1955	2615	17		
昭和31	1956	2616	9		
昭和32	1957	2617	2		
昭和33	1958	2618	1		
昭和34	1959	2619	5		
昭和35	1960	2620	2		
昭和36	1961	2621	1		
昭和37	1962	2622	1		
昭和38	1963	2623	3		
昭和39	1964	2624	2		
昭和40	1965	2625	1		
昭和41	1966	2626	1		
昭和42	1967	2627	2		
昭和43	1968	2628	1		
昭和44	1969	2629	1		
昭和45	1970	2630	1		
昭和46	1971	2631	2		
昭和47	1972	2632	2		
昭和48	1973	2633	1		
昭和49	1974	2634	2		
昭和50	1975	2635	1		
昭和51	1976	2636	1		
昭和52	1977	2637	1		
昭和53	1978	2638	1		
昭和54	1979	2639	4		
昭和55	1980	2640			
昭和56	1981	2641	1		
昭和57	1982	2642	1		
昭和58	1983	2643	1		
昭和59	1984	2644	1		
昭和60	1985	2645		昭和60年：敗戦40周年	
昭和61	1986	2646			
昭和62	1987	2647	1		
昭和63	1988	2648	2		
平成1(昭和64)	1989	2649	1		
平成2	1990	2650	1		
平成3	1991	2651	2		
平成4	1992	2652	1		
平成5	1993	2653	3		
平成6	1994	2654	3		
平成7	1995	2655	3	平成7年：敗戦50周年	



表4 滋賀県における戦争記念碑の碑名の変化（昭和20～48年）

\*滋賀縣護国神社編1997にもとづき、辻川作成。

年号	西暦	「殉」を含むもの (殉国・殉国碑・殉国之神・殉国戦士の碑等)	招魂碑	「忠」を含むもの			「英霊」を含むもの (英霊碑(塔)等)	戦没者 之碑	慰霊碑 (塔)・慰霊	追悼 碑	南無阿 弥陀仏	俱会 一処	平和塔・ 平和之礎	その他
				忠魂碑	忠霊塔	その他								
昭和21	1946						■		■					
昭和22	1947												■	護国塔
昭和23	1948						■			■				世百芳流
昭和24	1949	■	■				■	■		■	■	■		総念碑 誠心碑無量光
昭和25	1950	■	■		■		■	■						昭和之碑 真如 崇徳興仁弔之霊
昭和26	1951	■			■			■	■					
昭和27	1952	■			■	忠志碑	■	■	■					清浄碑
昭和28	1953	■			■		■	■	■	■			■	清浄動 弔魂碑弔魂碑 弔之碑 放光人
昭和29	1954	■			■		■	■	■				■	崇徳碑 清浄碑
昭和30	1955	■			■	忠志碑	■	■						合祀祭礼之碑
昭和31	1956	■			■		■	■					■	誠魂無私
昭和32	1957	■	■			忠霊/忠霊碑		■	■					至誠奉公 崇徳碑
昭和33	1958							■						
昭和34	1959	■					■	■						賛功碑
昭和35	1960	■			■									
昭和36	1961						■							
昭和37	1962	■			■			■						
昭和38	1963	■			■								■	
昭和39	1964	■											■	
昭和40	1965							■						
昭和41	1966							■						
昭和42	1967							■						
昭和43	1968		■					■						
昭和44	1969							■						
昭和45	1970													
昭和46	1971													
昭和47	1972				■								■	
昭和48	1973													護国之美魂

V期

した、以下のような言説が参考になるとかんがえる。昭和27年（1952）5月2日に東京の新宿御苑で開催された政府主催の全国戦没者追悼式において、吉田茂首相が戦没者遺族を前にしてのべた式辞には「戦争のために祖国に殉じられた各位は、身をもって尊い平和の礎となり、民主日本の成長発展をのぞみ見らるるものと信じてうたがいませぬ。」（太字・下線：引用者。『日本遺族通信』35、日本遺族厚生連盟、1952年）という一節がある。国に殉じて「平和の礎」となった存在として戦没者を位置づけた当時の状況の一端を垣間みることができよう。

2.4 揮毫者（表5）

戦前 明治30年（1897）から昭和20年（1945）までの揮毫者が判明した事例（124例）を対象として、揮毫者ごとに揮毫基数を計数した（表5）。これをみると、軍人が圧倒的多数をしめることが一見してわかる。

【I期】本段階の事例は御幸山「記念碑」のみであるため、表にはしめていない。揮毫者は、碑名「記念碑」が三好重臣陸軍少将、台部側面の碑文が滋賀県令籠手田安定と山口素臣陸軍少佐による（大津市1941）。

【II期】II期の諸事例のなかには、巖谷修（旧水口藩出身）や日下部東作（旧彦根藩出身）といった滋賀県出身の書家による揮毫例がある。おそらく、地縁によって揮毫を依頼されたのであろう。この段階の揮毫者がかならずしも軍人

にかぎらない点には留意しておきたい。

【III・IV期】III・IV期の揮毫者は、ほぼすべてが陸海軍将・佐官といってよい。表5には、滋賀県内での初出例の年代順に配置した。さらに、揮毫者の没年が判明した例については、それもしめた。

〔多数揮毫者〕表5をみると、10例以上の揮毫者として、乃木希典（10例：ただし、『調査集』には米原市高番「明治卅七八年戦役記念碑」〔明治44年建立〕が未登載で、それをくわえると11例となる。松室2012）・奥保鞏（10例）・福島安正（10例）・田中義一（10例）・川村景明（14例）をあげることが判明する。また、10例には達しないものの、比較的揮毫基数のおおい揮毫者として、一戸兵衛（8例）・中村覺（7例）をくわえることができる。以下、このように顕著な揮毫数をしめす揮毫者の事例を中心に、多数を揮毫するにいたった背景についてかんがえる。

〔従軍部隊の司令官〕まず、乃木・奥はともに日露戦争時の司令官であった（乃木：第3軍司令官）・（奥：第2軍司令官）。揮毫時期についてみると、乃木の場合は明治30年代後半～明治末年の事例が、奥の場合は明治40年代から大正期の事例が主体をしめる。当該段階の建立の主たる契機は、日露戦争の戦没者の顕彰・慰霊にあったと目されるので、従軍部隊の司令官に揮毫を依頼したと推測できる<sup>(3)</sup>。〔帝国在郷軍人会〕一方、福島安正・田中義一・川村景明による揮毫例は大正年間を中心とする点が特徴である。該



期に、かれらが揮毫者となった背景には、帝国在郷軍人会（以下、在郷軍人会）との関係を想定している。

在郷軍人会（藤井2009）は、後備役・予備役軍人を全国的に編成した組織であり、明治43年（1910）に予備役・後備役軍人の軍人精神向上、傷痍軍人・軍人遺族の救護等を目的に発足した。このような予備役等の軍人の組織化は、当時の陸軍省軍事課長田中義一がドイツの事例を参考に推進した。各連隊区を支部とし、支部長は連隊区司令官が就任し、その下位には郡・市の連合分会と町村の分会が設置された。分会事業の一つが戦没軍人の招魂祭であり、そのシンボルとして忠魂碑建立活動がすすめられたのである。

在郷軍人会との関係をみるために、表5には在郷軍人会の会長・副会長の在任時期を併記した。これによると、福島安正は大正3～8年（1914～1919）に副会長に、川村景明は大正9～15・昭和元年（1920～1926）に会長に就任している。福島・川村ともに、確認される揮毫例はすべて在任期間中のものである。また、一戸兵衛は、川村会長のあとをうけて、昭和2～6年まで会長に就任している。一戸の場合も、1例をのぞくと、6例が会長在任期間中の揮毫である。それ以外に、初代会長であった寺内正毅（在任期間：明治43～大正8年〔1910～1919〕）は3例（すべて在任期間中）、さらに、一戸のあとをうけて会長に就任した鈴木荘六も在任期間中（昭和7～12年〔1932～1937〕）の揮毫例が4例ある。一方、揮毫例が10例におよぶ田中義一は、在郷軍人会の会長・副会長には就任していない。しかし、在郷軍人会を組織化した中心人物であり、高級理事職にあつて活動に積極的に参与していたので、やはり在郷軍人会との関係を前提として、多数の揮毫例が生じたのだろう。

〔郷土との縁〕7例におよぶ中村覺の場合、揮毫時期が大正7～13年（1917～1924）にかざられるものの、在郷軍人会との関係を積極的に見だしがたい。ここでは、中村が彦根藩士の家系であることつまり郷土出身の軍人であった点に着目し、郷土の縁で揮毫を依頼されたと推定する。

〔没後の「揮毫」〕揮毫者の没年と揮毫例との関係をみととき、あきらかに没年以降に揮毫された事例を確認できる。山縣有朋（1例）・乃木希典（3例）・中村覺（1例）・上村彦之丞（1例）の揮毫例である。この背景をかながえるうえで参考となるのは、乃木が揮毫した明治山「旌忠」塔（長浜市大島町）にたいする松室孝樹氏の分析結果である（松室2012）。松室氏は、乃木没後の大正12年（1923）に建立された明治山「旌忠」塔の碑名題字が、同じく乃木によって揮毫された大津市下坂本所在の「旌忠記念碑」（明治43年〔1910〕建立）の「旌忠」と同筆である可能性を指摘する。そのうえで、下坂本例の揮毫原本を借りうけ、複写して明治山例が建立された可能性を想定している。このように、揮毫者没後に揮毫原本の貸し借りや複写があつ

たとみる松室氏の解釈は十分に想定可能であるとかんがえる。

**戦後** 戦後になると、軍人による揮毫事例はほとんど確認できなくなる。それにかわって、地元選出の総理大臣や国会議員、県知事・市町村長といった地方公共団体の首長、神官・僧侶等による揮毫例が大半をしめている。

## 2.5 建立主体

**戦前** 建立数が飛躍的に増加する以前の段階（Ⅰ・Ⅱ期）では、遺族や有志が建立主体であることがおおい。一方、建立数が増加するⅢ・Ⅳ期では、在郷軍人会（市町村分会）や町村が主体となる。

**戦後** 一方、敗戦後（Ⅴ期）に在郷軍人会が解体すると、それにかわって、遺族会や復員軍人による建立事例が大半をしめるように変化する。

## 2.6 敗戦後の状況（表6・7、史料①・②）

敗戦後—昭和20～30年代前半頃の状況について、とくにしめしておきたい。

〔神道指令〕による撤去指示 敗戦後、GHQの「神道指令」により、政教分離の原則が明確に打ちだされた（史料①）。史料①では「忠魂塔・忠魂碑其他戦没者の為の記念碑・銅像の建設」が禁止されるとともに、既存の「学校及び其の構内に存在するもの」や「公共の建造物及び其の構内又は公共用地に存在」するものを撤去せよと指示している。

さまざまな対応 これをうけて、忠魂碑等の戦争記念碑は公共施設内から排除されることになった。滋賀県内の状況については、『調査集』に敗戦後の対応を記述している例が複数あり、対応の実態をうかがう重要な手がかりとなる。よって、それらから主要な事例を表にまとめた（表7）。これによると、対応については、つぎのようにいくつかのパターンがあつたようである。①小学校等の公共用地内に建立されていた記念碑を撤去し、別の場所へ移築した。②撤去し、破壊した。③撤去し、地中に埋めて隠した。④碑名をコンクリート等で塗りかくし、問題がないと目される碑名に改刻した。

多様な対応がなされた背景には、史料①の指示内容にたいする受けとめ方が一様でなかったことがある。つまり、史料①を素直に読みとると、新規建立の停止と、既存記念碑の「公共空間からの撤去」がもともとられているのであつて、既存記念碑を公共空間から撤去し、別の非公共空間へ移築すればよいと解釈できる。しかし、表7にもあるように「米軍の進駐により取り壊されるおそれがある」と過敏に受けとめた場合には②・③のような対応がなされたのであろう。また「明白に軍国主義的又は極端な国家主義的思想の宣伝鼓吹」にあたるかどうかの明確な基準がしめされたわけではなかったため、すべてが④のような対応を実施できなかったのかもしれない。

滋賀県における近現代戦争記念碑（辻川哲朗）

表6 戦争記念碑の移築・再建基数（昭和20～平成7年）

年	移築・再建基数
昭和20年	1945 1
昭和21年	1946 10
昭和22年	1947 6
昭和23年	1948 1
昭和24年	1949 4
昭和25年	1950 7
昭和26年	1951 2
昭和27年	1952 3
昭和28年	1953 11
昭和29年	1954 6
昭和30年	1955 2
昭和31年	1956 3
昭和32年	1957 1
昭和33年	1958
昭和34年	1959
昭和35年	1960 1
昭和36年	1961 1
昭和37年	1962
昭和38年	1963
昭和39年	1964
昭和40年	1965
昭和41年	1966 4
昭和42年	1967
昭和43年	1968
昭和44年	1969
昭和45年	1970
昭和46年	1971 1
昭和47年	1972
昭和48年	1973
昭和49年	1974
昭和50年	1975 2
昭和51年	1976
昭和52年	1977
昭和53年	1978 1
昭和54年	1979
昭和55年	1980 1
昭和56年	1981
昭和57年	1982
昭和58年	1983
昭和59年	1984
昭和60年	1985
昭和61年	1986 1
昭和62年	1987 1
昭和63年	1988
平成元年	1989
平成2年	1990
平成3年	1991
平成4年	1992
平成5年	1993
平成6年	1994
平成7年	1995

次官通牒（史料①）

昭和26年：講和条約調印・史料②  
昭和27年：講和条約発効

【史料②】「戦ぼつ者の葬祭などについて」（文部次官・引揚援護庁次長発：昭和二六年九月一〇日）

「戦ぼつ者の葬祭に関しては昭和二十一年発宗五一号通ちよう『公葬等について』の趣旨において取り扱われて来たのでありますが、民主主義諸制度の確立による国内情勢の推移及び多数遺族の心情にかんがみ、今後は一般戦争犠牲者と合して葬祭などが行われる場合をも含み、左記の事項は、これを行つてもさしつかえないことに定められましたので命によって通達します。（後略）

【史料①】「公葬等について」（内務・文部次官通牒宗五一号：昭和二十二年一月一日）

一、地方官衙及び都道府県市町村等の地方公共団体は、公葬其の他の宗教的儀式及び行事（慰霊祭、追弔会等）は其の対象の如何を問はず今後奉行しないこと。

二、戦没者に対する葬儀其の他の儀式及び行事を個人名又は民間団体で行ふことは差支えない。併し地方官衙又は地方公共団体が之を主催若しくは援助し又其の名に於て敬弔の意を表明するやうなことはさくべきである。（中略）又戦没者の為の葬儀其の他の儀式及び行事・遺骨の出迎等をなす場合教師が生徒児童を引率して参加したり一般の者に対して参列を強制するが如きことのないやう又は軍国主義思想の鼓吹に涉らないやう注意せられたい。

三、忠魂塔・忠魂碑其の他の戦没者の為の記念碑・銅像の建設並びに軍国主義者又は極端な国家主義者の為にそれら建設することは今後一切行はないこと。現在建設中のものは直ちにその工事を中止すること。

イ、学校及び其の校内に存在するものは之を撤去すること。

ロ、公共の建造物及び其の構内又は公共用地に存在するもので、明白に軍国主義的又は極端なる国家主義的思想の宣伝鼓吹を目的とするものは、之を撤去すること。

\* 滋賀縣護國神社編 1997 より辻川作成。

表7 戦後の戦争記念碑の移築・再建経過の主要事例 \* 滋賀縣護國神社編 1997 より辻川作成。

番号	所在地	経過		
現市町	旧市町	大字		
1	大津市	仰木	仰木	敗戦後忠魂碑を撤去し土中に埋めたが、その後復員軍人により新たに再建。
2	大津市	大津	大石	戦後一時期土中に埋められた。
3	甲賀市	信楽	上朝宮	昭和21年に碑は埋没されたが、昭和28年に再建。
4	湖南市	甲西	岩根	敗戦後、占領軍の撤去命令により、一時期碑を倒して保管されたが、後に再建。
5	日野町	日野	西桜谷	小学校校庭に建てられていたが、占領軍司令部の命により寺院境内へ移転。
6	東近江市	蒲生	蒲生	戦後、米軍の進駐により取り壊されるおそれがあるとして、畑の土中に隠した時期があった。
7	東近江市	八日市	東中野	戦前は中野村役場に建立。戦後に移築。移築のさい、「忠」の字を「弔」に改刻。移築の詳細不明。
8	東近江市	五個荘	川浪	敗戦後軍政部通達により碑石撤去。
9	東近江市	湖東	湯屋	終戦後占領軍の指令により、現在地へ移転。
10	東近江市	湖東	南菩提寺	終戦後一次撤去されたが、昭和27年に元の位置へ再建。
11	彦根市	彦根	鳥居木	終戦直後倒されたが、同場所に再建。
12	彦根市	彦根	甘呂	時期不詳だが、「忠魂碑」の文字の上を塗りつぶして「南無阿彌陀仏」と改刻。裏面も同様に塗りつぶされ、判読不明。
13	米原市	山東	柏原	戦後GHQ通達により撤去のさい、上部が二つに折れたが、後に再建。
14	米原市	山東	市場	戦後、碑面にコンクリートを塗り碑の裏側に供養塔と刻まれた。昭和54年にコンクリートを除去して当時の姿に復元。
15	甲良町	甲良	在土	英霊氏名が碑裏面に刻されていたが、終戦後消されて判読できない。
16	豊郷町	豊郷	四十九院	敗戦後占領軍司令部指令により取り壊されたが、昭和29年に婦郷軍人等有志により再建。
17	愛荘町	愛知川	香掛	戦後占領軍司令部により取り壊された。昭和29年「弔魂」にあらためて再建。
18	長浜市	浅井	北之郷	戦後進駐軍による撤去命令により、現在地へ移転。
19	長浜市	木之本	古橋	一時期碑石撤去されていたが、その後復元。
20	長浜市	木之本	杉野	当初忠魂碑として小学校に建てられていたが、終戦後連合軍の命により撤去。昭和28年、帰還軍人の発意により再建。
21	長浜市	長浜	坂田	終戦当時の一時期、町内長沢の福田寺に移築。その後現在地に復元。
22	高島市	マキノ	海津	敗戦後撤去されたが、昭和28年に大崎から大目自然石を運び、再建。

**講和条約発効による再建・移築活動** その後、昭和26年（1951）にサンフランシスコ講和条約が調印され、翌年にそれが発効し、日本国は占領状態を脱して、独立国の地位を回復した。それと期を一にするように、昭和26年には神道指令の実質的な撤回が通知された（史料②）。これをうけて、撤去・移築していた記念碑を再度移築したり、再建したりする例が増加する（表6）。表6では、講和条約調印・発効後の昭和28年（1953）に移築・再建基数がピークをむかえる状況を比較的明瞭に読みとることができよう。この傾向は建立基数のピーク（表2）とも一致しており、戦争記念碑の新規建立とともに、さかんに撤去記念碑の再建活動が実施されたことがわかる。

## 2.7 記念碑の形態分類と変化（図1、表8・9）

本節では、記念碑の時期的な変化について、碑の形態的側面から整理しておきたい。

**各部名称等** 暫定的に記念碑を、①碑銘が刻される碑本体部分（碑身部）と、②碑身部をのせる部分（台部）に区別する。さらに、碑身部と台部は壇状施設上に設置される場合があり、これを基壇部と仮称する。

ただし、事例によっては、碑身部と台部、台部と基壇部を明確に区別しがたい場合がある。それゆえ、上記分類案には、さらなる細別の必要性和、各要素を総合的に検討する必要性等の課題がのこされている。とはいえ、本稿の検討目的は形態的側面から大枠を把握することにあるので、ひとまず碑身部の大別分類にとどめた。なお、対象としたのは戦前の事例である。

**形態分類** 碑身部の形状に着目し、主要5タイプ（尖頭方錐型・方柱型・砲(銃)弾型・板碑型・自然石型）と、それ以外（その他）に大別した（図1）。

**【尖頭方錐型】** 碑身部が尖頭方錐形を呈する。尖頭の細長い方柱形であり、方柱型と区別されないこともおおい。しかし、方柱上端辺長が同下端辺長よりもみじかく、上すばまりの方錐形を呈する点で方柱型と区別できる。いわゆるオベリスク型である。なお、今回は台部・基壇部を検討対象から除外することを基本とした。ただし、本類型にかんしては、碑身部下の台部の形状に比較的明瞭な形態的相違をみいだしうる。つまり、長方形台石を1～数段積みあげた台部（A類）・方錐状等の別づくりの台部（B類）・自然石を台状に積みあげた台部（C類）である。

**【方柱型】** 碑身部が細長い方柱形で、上端辺長＝下端辺長という点から尖頭方錐型と区別できる。頭部形状により、尖頭と平頭に細別できる。なかでも、尖頭方柱型は神社社号標（松室2008・2010）と共通する形態である。

**【砲(銃)弾型】** 碑身部が砲(銃)弾形を呈する。多様性にとみ、碑身部と台部の区別をなしがたい例もおおい。

**【板碑型】** 扁平な板状を呈する。板碑と共通する形態である。碑各面のしあげ方は、碑表が平滑であるのにたいして、側・

裏面が粗雑である場合や、礫面をのこす場合がある。

**【自然石型】** 自然石を碑身としたもの。顕著な整面加工をくわえない例もある一方、碑表等の碑文を刻する部分を平滑に加工した場合もある。

**形態別の時期的変化** 分類にしたがい、時期的な変化をヒストグラムにまとめた（表8）。なお、板碑型・自然石型は一括した。これをみると、出現頻度の面では、尖頭方錐型と板碑型・自然石型が大半をしめることが判明する。両者の時期的変化の様相をまとめると、未表示のⅠ期に尖頭方錐型（御幸山「記念碑」）が出現し、Ⅱ期に板碑型・自然石型がくわわり、Ⅲ・Ⅳ期も両者が併用される、となる。尖頭方錐型と板碑型・自然石型の出現頻度については、量的に前者が卓越するものの、頻度の傾向において顕著な相違を見いだしがたい。一方、砲(銃)弾型はⅢ期後半からⅣ期前半にかけて少数例が確認できる。方柱型も少数例がⅢ期末・Ⅳ期後半に確認できる。

**形態別の出現頻度** つぎに、市町別の形態別出現頻度を戦前（Ⅰ～Ⅳ期）にかぎって表にまとめた（表9）。これによると、尖頭方錐型が全体にしめる割合は平均64.7%で、個別地域でみても50%以上の場合がおおい。以上から、戦前には、尖頭方錐型が卓越する傾向が見いだせた。

## 3. 戦争記念碑における滋賀県の特徴とその背景

### 3.1 形態にみる滋賀県の特徴（表10）

**他地域の事例との比較** 前章（2.7）において、滋賀県内の戦争記念碑を形態分類し、戦前における時期的変化や形態別の出現頻度を検討した。その結果、滋賀県では尖頭方錐型が全体の過半に達し、卓越する傾向をしめすことを確認した。つぎに、この傾向が滋賀県の特徴といえるのか、他地域の事例と比較することによって検討したい。

**【比較対象】** 他府県の事例については、市町村史や、『調査集』のように各都道府県の護国神社が「終戦」50周年記念事業の一環として作成した報告集において集成されている。さらに、国立歴史民俗博物館による共同研究の成果として、こうした地域単位の集成をとりまとめた全国の戦争記念碑集成も刊行された（国立歴史民俗博物館編2003）。しかし、この集成は文章による一覧表形式であり、碑の形態にかんしても「碑・塔・像・建屋型・その他」という形状分類と「自然石、加工石、方形、板形、木造等」という「材質」分類からなる大別分類（p.32）にとどまり、それすら未記載の地域もある。それゆえ、これだけでは、今回の形態分類基準にもとづく比較検討は困難である。よって、現物もしくは写真等が提示されている個々の地域単位の報告に立ちかえって確認する必要がある。しかし、現時点では、時間的制約から全都道府県の検討作業を完了できていない。そのため、ここでは6都道府県（神奈川県・東京都・愛知県・大阪府・山口県・宮崎県）の事例に対象を限定せざるをえなかった。



滋賀県における近現代戦争記念碑（辻川哲朗）

表9 滋賀県の戦争記念碑の地域別形態出現頻度（明治～昭和20年）

番号	市町名		形態別の基数					全体(A+B)にたいするオベリスク型(A)の割合(%)		
	現在	平成合併前	(A)オベリスク型	(B)その他						
				板型	自然石	方柱型	銃砲弾形		小計	
1	大津市	大津市	5		3	1		4	55.6	
2	大津市	志賀町	1	1				1	50.0	
3	草津市	草津市	4			1		1	80.0	
4	栗東市	栗東町	3				1	1	75.0	
5	守山市	守山市	4	2				2	66.7	
6	野洲市	野洲町	3		2			2	60.0	
7	野洲市	中主町				1		1	0.0	
8	湖南市	石部町	1					0	100.0	
9	湖南市	甲西町	3	1				1	75.0	
10	甲賀市	水口町	4			1		1	80.0	
11	甲賀市	土山町	4					0	100.0	
12	甲賀市	甲賀町	2			1	1	2	50.0	
13	甲賀市	甲南町	3	2				2	60.0	
14	甲賀市	信楽町	3					0	100.0	
15	近江八幡市	近江八幡市	2	4				4	33.3	
16	近江八幡市	安土町	1			1	1	2	33.3	
17	東近江市	八日市市	7		5			5	58.3	
18	東近江市	蒲生町	2					0	100.0	
19	東近江市	永源寺町	1			1		1	50.0	
20	東近江市	能登川町	2	1				1	66.7	
21	東近江市	五個荘町	2					0	100.0	
22	東近江市	湖東町	2	1				1	66.7	
23	竜王町	竜王町	1					0	100.0	
24	日野町	日野町	5	1		1	1	3	62.5	
25	豊郷町	豊郷町	1	2				2	33.3	
26	甲良町	甲良町		1				1	0.0	
27	多賀町	多賀町	4			1		1	80.0	
28	彦根市	彦根市	10		1			1	90.9	
29	米原市	山東町	2					0	100.0	
30	米原市	伊吹町	2					0	100.0	
31	米原市	米原町	3					0	100.0	
32	米原市	近江町	2	1				1	66.7	
33	長浜市	長浜市	5			1	2	3	62.5	
34	長浜市	虎姫町	1					0	100.0	
35	長浜市	浅井町	2	3				3	40.0	
36	長浜市	湖北町	1	1				1	50.0	
37	長浜市	びわ町	1	1				1	50.0	
38	長浜市	木之本町		1			1	2	0.0	
39	長浜市	高月町	2			1	1	2	50.0	
40	長浜市	西浅井町	2			2		2	50.0	
41	高島市	マキノ町	1			1		1	50.0	
42	高島市	今津町	1			1		1	50.0	
43	高島市	安曇川町	3			1		1	75.0	
44	高島市	高島町				1		1	0.0	
	小計		108		45		6	8	59	64.7

\*1 滋賀縣護國神社編1997により辻川作成。 \*2 大日本忠靈顕彰会による「忠霊塔」はのぞく。

表10 戦争記念碑の形態にみる地域差—滋賀県とその他の地域の比較（明治～昭和20年）

番号	都道府県	形態別の基数							(C)合計	全体(C)にたいする(A)の割合(%)	典拠文献
		(A)尖頭方錐型	(B)その他								
		板碑型	自然石型	方柱型	円柱型	砲(銃)弾型	その他	小計			
1	神奈川県	0	182	13	1	2		198	198	0.0	海老根編1996
2	東京都	2	185	16			4	205	207	1.0	海老根編1995
3	愛知県	5	502	6	7	19	7	541	546	0.9	愛知県護国神社編1992・1998
4	滋賀県	108	45	6		8		59	167	64.7	滋賀縣護国神社編1997
5	大阪府	6	138	5	6		7	156	162	3.7	忠魂碑調査集編集委員会編1995
6	山口県	36	17	58	17	2	16	110	146	24.7	山口県遺族連盟編1997
7	宮崎県	1	8	4				12	13	7.7	財団法人宮崎県遺族連合会2000

\*各調査報告集の掲載写真によって形態を判定し、辻川作成。

【検討結果】滋賀県とその他6都道府県の出現頻度を表にまとめた（表10）。大半の地域では尖頭方錐型が全体に占める割合は1割にもおよばず、山口県が2割強程度であって、6割強という卓越傾向をしめすのは滋賀県のみであることが判明する。もっとも、比較対象が限定されているので、その評価については慎重を期すべきであるものの、尖頭方錐型が卓越する滋賀県の傾向が特異とみなせる可能性がたかいたと現時点ではかんがえている<sup>(4)</sup>。

そうなると、この滋賀県の特異性の背景をいかに説明するかという点がつぎなる課題として立ちあらわれる。この点については、以前に私案（辻川2013）をのべたものの、十分に論じることができなかつた。よって、予察にとどまるけれども、次節において再論しておきたい。

### 3.2 尖頭方錐型記念碑が卓越する背景

結論的には、滋賀県では初期戦争記念碑として尖頭方錐型記念碑が建立され、それが戦争記念碑の規範（モデル）となり、それ以降の記念碑の形態を規定したと解釈している。以下、この問題について検討する。

**御幸山「記念碑」**（図2・写真1・2）現時点で、滋賀県における尖頭方錐型記念碑の最古例は天津市御幸山「記念碑」である。本例は、西南戦争で戦死した大阪鎮台天津営所第九連隊の将卒を弔慰し、その功績をながく世につたえるために、連隊の将校以下有志が拠金し、明治11年（1878）に建立した記念碑である。現在は天津市三井寺観音堂背面の丘陵上に所在する（写真2）。ただし、建立場所については、もともと三井寺観音堂南側の平坦面端部付近に建立されていて（写真1）、のちに現在地へ移転されたことはあきらかである（図2）。その移転時期はながく不明であった。しかし、橋尚彦氏は、丹念な資料検索作業によって、昭和12年（1936）頃にもとめられることをつきとめた（橋2013）。移転にともなって改変された可能性もあるので、まずは建立当初の様相を確認しておきたい。

**建立当初の様相**（史料③～⑤）建立当初の状況をうかがう手がかりのなから、ここでは里内文庫所蔵の「長等山上三井寺観音大記念碑之圖」（栗東歴史民俗博物館編1995）を中心にとりあげる。これは、御幸山「記念碑」を主題とする石版画である。図中には「去年西南の役」という記述があり、明治11年に作成されたことがわかる。建立時の祭典の様子を報じた新聞記事（史料④）には「此碑を精密なる石版画に写し、戦死人遺族の者へ各一葉を賦り与へられたり」という記述があり、この「石版画」がそれに相当する可能性がたかい。つまり、建立当初の状況をしめす史料とみて大過ないことになる。図中には「記念碑」の規模・構造・付属施設にかんして、以下のような記述がある（括弧内は引用者がm換算した数値をしめす）。

「 碑石

高サ 貳丈貳尺五寸（約6.82m）

本 二尺五寸四方（約0.76m四方）

末 壹尺五寸四方（約0.45m四方）

礎石

高サ 貳尺五寸（約0.76m）

幅 五尺五寸四方（約1.67m四方）

鍛石

高サ 五寸（約0.15m）

幅 六尺五寸四方（約1.97m四方）

砲床

高サ 三尺三寸（約1m）

總高サ 三丈三尺三寸（約10.09m）

敷地 拾六坪

噴水器 一對

水勢上力 九尺（約2.73m）

鍍柵高サ四尺（約1.21m）長サ凡拾間（約18.2m）

柵門煉瓦石方柱」

【構造】この記述と図版から建立当初の状況をまとめると、つぎのようになる。①碑身部は全長約6.82mをはかる大型の尖頭方錐型で、台部（「礎石」）は直方形のA類であった。②碑身部・台部は平面扇形の「砲床」の中央に設定されていた。③「砲床」の周囲には池がもうけられ、「噴水器」一対が設置されていた。④これらの周囲に鉄柵をめぐらし、正面に柵門をもうけていた。

**御幸山「記念碑」の祖形** さて、この「記念碑」の祖形にかんする同時代の認識は『天津市志 下巻』の以下のような記述からうかがうことができる。

「御幸山記念碑 正法寺観音の上にあり。明治十年（二五三七）西郷隆盛西南に反し、官軍之を征す。天津分営の兵従軍し、戦没するもの多し。因て此碑を建て其の幽魂を慰す。碑の台は欧州の砲台に擬し、碑は西洋の紀念柱を模す（太字・下線：引用者、一部句読点追加）」（天津市私立教育會編1911、p.1920）。

【砲台と紀念柱】これによって「長良山上三井寺観音大記念碑之圖」中の「砲床」が「欧州の砲台」をさすことがわかる。また、碑のモデルとなった「西欧の紀念柱」は、形状から西欧のオベリスク型記念碑とみて大過ない。つまり、御幸山「記念碑」の祖形は西欧のオベリスク型記念碑であると認識されていたのである<sup>(5)</sup>。

【記念碑と噴水】さらに付言すべきは「噴水器」についてである。噴水は江戸期の大名屋敷庭園等に若干の先行事例があるけれども、広場・公園等の公共的空間に本格的に導入され、盛行するのは明治期以降という（佐藤1999）。記念碑とのかかわりでは、岩倉遣欧使節団による『特命全權大使米欧回覧実記』が参考となる。これには西欧諸国の各都市の観察記録がしるされていて、そのなかにフランス・コンコルド広場にかんする以下のような記述がある。

「凱旋門ノ正中ヨリ、「シャンゼリゼー」ノ広衢ヲスキ、其ノ衝当ニ「チュロリー」宮アリ。宮門ノ前ニ、又一場ノ



①



写真1 御幸山「記念碑」(移築前)

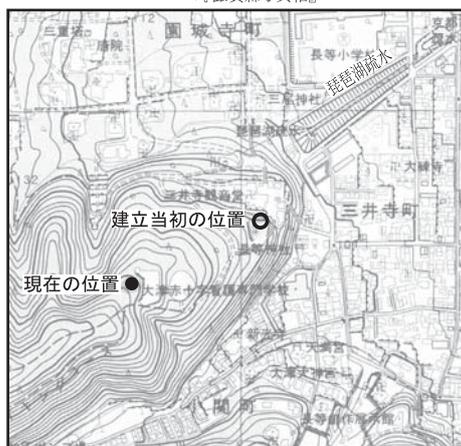
\*『滋賀縣写真帖』



②

写真2 御幸山「記念碑」の現状

①: 全景 ②: 碑身詳細  
\*松室孝樹氏撮影。



\*S-1:12500 国土士地理院1:10000地形図「大津」により作成。

図2 御幸山「記念碑」の位置

【史料⑤】『大坂日報』(二月二六日)  
廿四日、味爽に起きて車を飛ばしたれど、何分登り下りの坂路なれば、思うようにも取果取らず、漸く九時頃大津に到れば、家毎に国旗を挑げ、仰いで三井の山を望めば、記念碑の上より碑の四面に数千の球燈を吊下し、碑背の老松樹には数十の国旗は日に映して翻翻たり。  
又手直に三井寺に登り、博文社幹事局に名刺を通じて、新聞社の席に着きたり。此日や天気晴朗にして一点の雲翳もなく(午後より

【史料④】『大坂日報』(九月一〇日)  
今度当鎮台伏見宮所在勤人々及び滋賀県官等有志の輩醸金して、昨年西南の役に戦没したる軍人の忠魂を慰めんが為め、三井寺山上に一大記念碑を設けられたり。其題字は「記念碑」の三字を大書せるもの。三好少将の筆跡を彫刻せしものにて、碑陰には龍手田滋賀県令山口陸軍少佐の撰まれし詩文を勒せられたり。其の碑は高さ二丈二尺五寸、本三尺五寸四方、幅五尺五寸四方、礎石は高さ二尺五寸四方、砲床の高さ三尺三寸、すべの高さ三尺三寸三寸なりと云う。而して、之に圍繞するに高さ四尺長さ凡そ十間余の鉄柵を以てし、煉瓦石を以て造れる方柱の柵門あり。柵門の内池ありて、噴水器一對を備ふ。其脚砲墩の敷地面積十六坪なりとぞ。頗る壯觀を極む。遺族の者へ各一葉を賦り与へられたり。其図の上に左の如き文を記せり(引用者註…文省略)。

【史料③】『大坂日報』(七月一八日)  
大津分宮の諸將校以下有志の人醸金して、三井寺山上宇天神山に客歳西南の役に戦没せし軍人の魂を祭らんと、壯大なる記念碑を建築せんと、已に地面の開掘に取り掛かりたるが、碑は花崗岩にて方四尺高さ三間半石方七尺にして、地面より高さ五間半なる由、此入費は千五百円の見積なりと。滋賀県令にも將校の篤志に感じ、共に建築の事業に尽力せらるるとか、此の工業落成せし上は、九月廿四日祭典を執行せらるると云う。

●『大坂日報』(明治十一年)の「記念碑」関連記事  
\*鉅鹿編1985による。カタカナをひらがなに、旧字を新字に修正したほか、適宜句読点をくわえて改行した。

少し曇りたれど)琵琶の湖面と共に玻璃鏡を磨せしか如く小春の景色最と麗らかなり。御幸山即ち記念碑の在る所の入口には西洋風の飾あり。これを這入るとは即ち記念碑に向ふの正面を祭典所となし、左側を陸軍將校の席とし、其の次は写真新聞記者、其の次は神官達なり。右側は府県官と見て、礼服の人々三四十名着席せられ、その中に酒井滋賀県大書記官、国重京都府大書記官も居られたるよしなり。それより警部巡查も余多立列んで非常を警察され、それより引下がって戦死者の遺族男女老若入雑りなり。これだけが無用の者の這入れぬ所にて、其外山の手にも土手のやうな所にも隙間なく押し合ひへしあふは申すまでもなし。  
又手、十時頃となりて、日吉神社の大宮司西川中教正始め七八十名の神官入り来て、順次席に就く。暫くあつて、十二時頃より祭典始まる。相図に碑の左側の奥帷幕の内より音楽を奏し、それより神饌等の事は一々順次を書立つるも長ければ、こゝに略しぬ。但し最も上等の祭式と知りたまへ。神饌などは殊に山海の珍味を盛り立て、まことに畏事なりし。西川宮司が祝詞を上らる、時、畏事なりし。官祭主久邇宮様も成らせられ、御跡に随つて籠手田滋賀県令此の日の出立には赤地の錦の直垂にと云うと、何か平家物語にでもありせうだが、これは当年地方官会議の節、出京せられ、朝廷より県令へ下し賜りたる錦を今度新に仕立られたるなりとか。一様の黒き通常礼服の中に殊に目立て美々敷こそは見へたりき。久邇宮様にも玉串取り、而して御拍手あらせられ、夫より今日の祭主陸軍少佐勲四等山口素臣君は恭しく玉串を捧げ、祭文を朗読あり。続いて諸校尉も順次玉串を捧げられ、それより滋賀県令、それより戦死者(聞くしと)の遺族なり。然るに、文武の諸官員列を正して左右に居列れたることゆゑ、田舎者翁媪達は恐る歩みて、碑前に進み、玉串を取らんとせず、手を合せて拝むものあり。賽銭を投げて、跪くものあり。ゾロゾロ出てくる中には小供もあり、年頃の女もあり。礼最も目立て見へたり。(後略)

広区ヲ開ケルヲ、「コンコルド」ノ苑ト云フ。巨大ナル石  
 磬ヲオキ、水ヲ噴跳シ、石彫ノ大像盤ヲ環シテ立ツ。中央  
 ニハ埃及国ヨリ遷シタル「オプリスキ」塔ヲ建タリ。塔ノ  
 高さ二十六「メートル」、紫紋ノ一本石（所謂御影石ナリ）  
 ニテ造リタル古代ノ塔ナリ。（太字・下線：引用者、一部  
 句読点修正）」（久米編1979、p45）。

つまり、コンコルド広場の中央にオペリスク記念碑があり、その周辺に噴水が設置されているというのである。御幸山「記念碑」に「記念碑＋噴水」というセットがみとめられることは、西欧の公共空間における記念碑のあり方が日本へ受容され、明治初期の戦争記念碑（の一部）の祖形となった証左といえる。

**御幸山「記念碑」の規範化** 先述のとおり、筆者は御幸山「記念碑」が滋賀県における戦争記念碑のイメージを規定し、それが以降の諸事例の規範になったとみる。そして、その過程では、つぎのような「記念碑」の前で催行された「祭典」が重要な役割をはたしたとかがえている。

**【建立当時の祭典】** 建立当時の様子を報じた新聞記事（史料③～⑤）には、明治11年11月26日に碑前で開催された祭典の様子がしるされている。電飾や国旗で装飾した記念碑の前に陸軍将校・府県高官・遺族・新聞記者等が参集し、神式で祭典が執りおこなわれた。「其外山の手にも土手のやうな所にも隙間なく押し合ひへしあふは申すまでもなし」（史料⑤）というから、それ以外にも多数の人々が一目みようとする群集していたことがわかる。さらに、これに先だつ11月23日には東本願寺法主が参拝し、近江をはじめ越前・若狭・伊勢からも多数の門徒が詰めかけたという（橋2013）。目あたらしい西欧風の記念碑が多数の人々に記憶されたことは想像するにたかくない。

**【たびかさなる祭典】** くわえて、橋氏の研究成果（橋2013）によると、その後も御幸山「記念碑」の前では、「招魂祭」が明治24年（1891）に、明治45～大正13年（1912～1924）の間には在郷軍人会大津市連合分会主催による戦病死者祭典が開催されたという。祭典では種々の余興も併催されていて、やはり多数の人々が参集したにちがいない。

**戦争記念碑にたいするイメージの定着** 以上から、このような「記念碑」前でのたびかさなる祭典こそが、滋賀県において尖頭方錐型という戦争記念碑にたいするイメージを定着・規範化させた主要因と解釈するのである。

#### 4. 滋賀県における尖頭方錐型戦争記念碑の展開（戦前）

**ここまでのまとめ** 前章において、①尖頭方錐型が卓越する点が滋賀県における戦前の戦争記念碑の特徴であること、②その要因として、初期段階に尖頭方錐型記念碑である御幸山「記念碑」が建立され、それにかかわる「祭典」の場をとおして、戦争記念碑にたいするイメージがひろく定着・規範化したこと、以上2点を指摘した。

**尖頭方錐型記念碑の展開過程**（図3） この認識をもとに、本章では、戦前の滋賀県における戦争記念碑の展開過程について尖頭方錐型を中心に整理するとともに、今後の課題についても適宜ふれておきたい。

**【Ⅰ期】** 尖頭方錐型の出現期である。建立基数はすくなく、滋賀県内では御幸山「記念碑」が現時点での確実な事例となる。この段階の初期記念碑例には、大阪「明治記念標」・東京「近衛兵記念碑」・金沢「明治記念標」等がある。いずれも西南戦争を建立の契機とする。このうち、尖頭方錐型の事例としては、御幸山「記念碑」以外に、大阪「明治記念標」の計画案をあげうる。その他の事例は、尖頭方錐型（大阪「明治記念標」完成）・剣型（東京「近衛兵記念碑」）・銅像型（金沢「明治記念標」）である。さきに、御幸山「記念碑」の祖形として西欧のオペリスク型記念碑を想定した。銅像型はいうまでもなく、その他の初期記念碑例についても、西欧の記念碑のバリエーションのなかで系譜を検索してみることが今後必要となろう。

**【Ⅱ期】** この段階の尖頭方錐型の事例は、滋賀県内では2例とすくなく（表8）、御幸山「記念碑」との間に時間的間隙が存在することも事実である。この点で、御幸山「記念碑」を起点とした規範化とみる私案にたいして疑問をもたれるかもしれない。その点について付言すべきは、『調査集』で対象外とされている個人記念碑や戦没者墓碑の問題である。個人記念碑については、実態の把握がなされておらず、全容は不明である。だが、近年この段階の（あるいは、Ⅰ期に遡上する可能性もある）尖頭方錐型の個人記念碑例を見いだしたので、例示しておきたい。

〔中野清四郎「記念碑」〕（辻川2013、図3） 西南戦争で戦死した滋賀県出身の近衛砲兵隊卒一中野清四郎の個人記念碑で、野洲市六条墓地にある。碑名・形態から、御幸山「記念碑」のコピーとみて大過ない。建立年は不明であるものの、碑石の風化度合等を考慮すると、戦争終結後さほど間をおかないうちに建立された可能性もある事例である。

現在実施中の分布調査では、このような個人記念碑は墓地以外の場所に単独で建立された例とともに、中野清四郎「記念碑」のように戦没者墓碑と区別されることなく、墓地内に建立された例も確認している。分布調査の進展によって、当該段階の未周知事例が確認され、それらがⅠ期とⅢ期をつなぐ資料となる可能性は否定できないとかがえる。今後の課題として、この点を追及していきたい。

さらに、滋賀県内の戦死者墓碑については、Ⅲ・Ⅳ期段階の事例が多数確認され、その大半が尖頭方錐型である。しかし、それらがいかなる経緯で出現したのかという点については、記念碑との関係もふくめて不詳といわざるをえない。この点から、戦死者墓碑の実態把握、とりわけⅠ期・Ⅱ期の実態把握が急務といえる。

**【Ⅲ・Ⅳ期】** この段階では、尖頭方錐型が量的に増加し、明確な卓越傾向をしめすようになる。その大半が定式化し

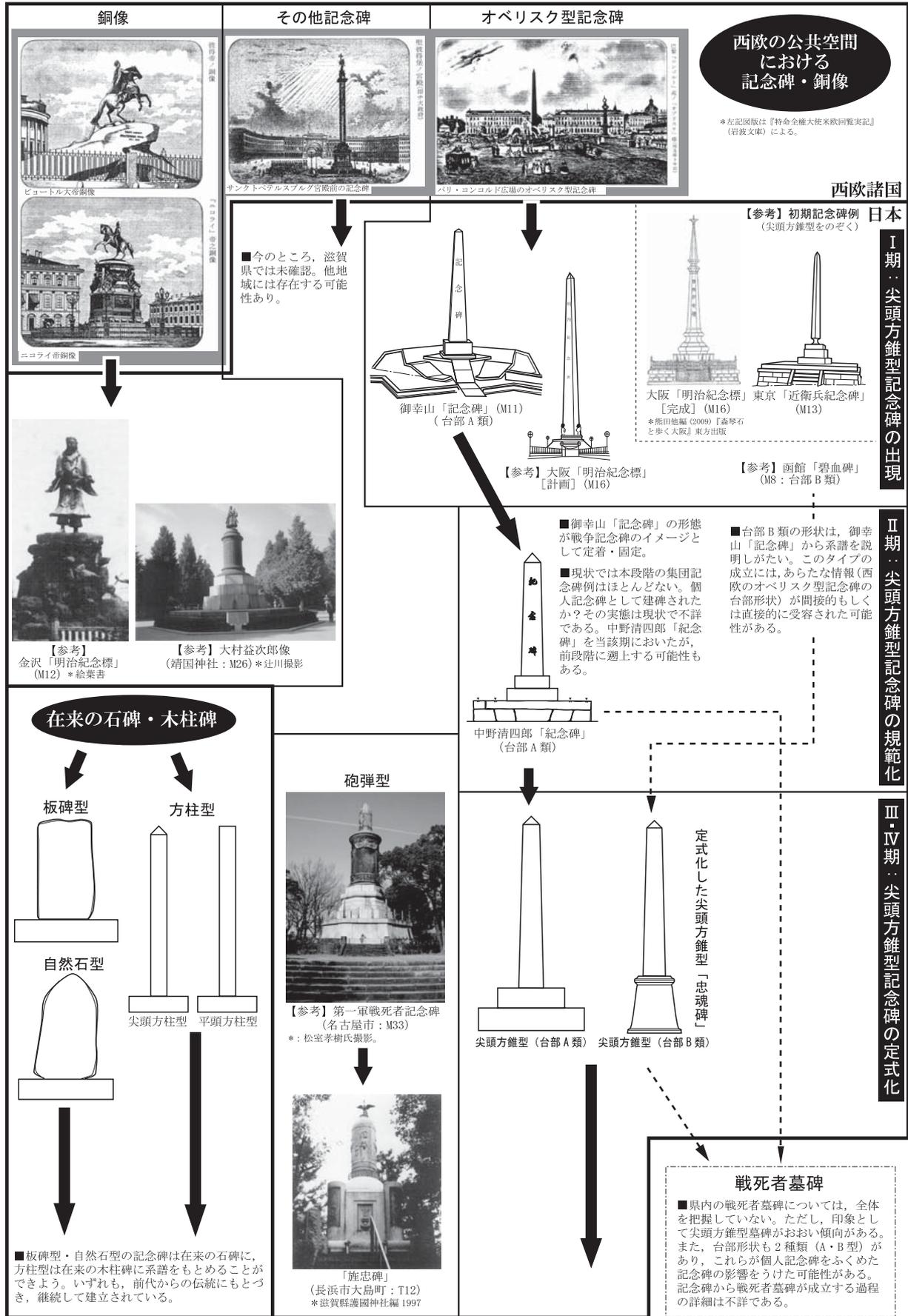


図3 滋賀県における尖頭方錐型記念碑を中心とした戦争記念碑の展開過程試案 (戦前)

た尖頭方錐型「忠魂碑」である。ただ、台部形状には、御幸山「記念碑」とおなじA類とともに、B類も一定量存在しており、その系譜が問題となる。B類については、西欧のオベリスク型記念碑にみとめられるし、最初期の尖頭方錐型記念碑例である函館「碧血碑」（明治8年〔1874〕）でも確認できる。だが、現時点で滋賀県内の諸事例の系譜を確言することはむずかしい。ここでは、台部B類の系譜については、御幸山「記念碑」以外の情報が受容された可能性を指摘するにとどめ、今後の課題としたい。

## 5. おわりに

以上、滋賀県における戦争記念碑の基礎的な整理をおこない、尖頭方錐型の卓越という滋賀県の地域性を指摘し、その背景と展開過程について自分なりに検討をこころみた。論じのこした課題がおおいことは十分承知している。いずれも今後の検討を期して、ひとまず本稿をおえたい。

〔付記〕本稿は、平成23年度に滋賀県平和祈念館が主催した平和学習講座（第2期）「滋賀県の戦争遺跡」の第2回講座で「滋賀県の戦争記念碑」と題して発表した内容をもとに、修正をくわえたものである。まずは、講座講師へご推薦くださり、本稿執筆のきっかけをあたえていただいた中井均先生と、講座をとおして貴重な御教導をたまわった橘尚彦・水谷孝信の両先生にたいして、衷心より感謝を申しあげたい。また、同僚の松室孝樹氏には、つねづね議論をとおして御教示をいただいている。あわせてお礼申しあげる。

## 註

- (1) 先行研究は多数におよぶ。ここでは、主要な論考（大原1984、籠谷1994、羽賀1994・1999、檜山2008）をあげるにとどめたい。
- (2) そうしたなかで、建築史学の立場にたつ木下直之氏による、近代日本の記念碑・銅像等を西欧の記念碑・銅像例との比較のなかで検討した論説（木下2006）は示唆的である。
- (3) 米原市高番千福神社境内の「明治三七八年戦役記念碑」は乃木希典の揮毫である。地元には乃木の真筆と由来書等一式が保管されている。由来書には、日露戦争で戦没した地元出身の軍人のために記念碑を建設するにあたり、かれらの所属部隊を指揮した司令官である乃木に揮毫を依頼したという趣旨の文言がしるされている。本事例については、松室孝樹氏からご教導をえた。詳細は松室氏によって報告される予定であるので、それに依拠されたい。
- (4) この点は、対象地域をひろげて、現在検討中である。
- (5) 木下直之氏は、西南戦争直後に建立された初期記念碑である御幸山「記念碑」・靖国神社「近衛兵記念碑」・大阪中之島公園「明治記念標」がいずれも「剣を天に向かって高く突き立てたようなデザインで、それらはエジプト起源で西欧の記念碑に転用されたオベリスクにも似ている」（木下2006、p.296）と指摘する。しかし、すくなくとも御幸山「記念碑」については、単に「似

ている」という次元にとどまらず、積極的に西欧のオベリスク型記念碑に系譜をもとめておきたい。

## 文献（著者名・刊行機関名50音順、刊行年順）

- 愛知県護国神社編（1992）『愛知県下英霊社忠魂碑等調査報告書 第一輯』
- 愛知県護国神社編（1998）『愛知県下英霊社忠魂碑等調査報告書 第二輯』
- 海老根功編（1995）『東京都忠魂碑等建立調査集』靖国神社
- 海老根功編（1996）『神奈川県忠魂碑等建立調査集』靖国神社
- 鉦鹿敏子編（1985）『史料 県令籠手田安定 I』
- 大原康雄（1984）『忠魂碑の研究』暁書房
- 大津市私立教育會編（1911）『大津市志 下巻』淳風房
- 大津市編（1941）『碑と塚』
- 籠谷次郎（1994）『近代日本における教育と国家の思想』阿叻社
- 久米邦武編（1979）『特命全權大使米歐回覽実記（三）』岩波書店、（1878年初版刊行）
- 木下直之（2006）「記念碑と建築家」、鈴木博之・石山修武・伊藤 毅・山岸常人編『シリーズ都市・建築・歴史8 近代化の波及』財団法人東京大学出版会
- 国立歴史民俗博物館編（2003）『近現代の戦争に関する記念碑』（「非文字文献史料の基礎的研究」報告書）国立歴史民俗博物館
- 財団法人宮崎県遺族連合会（2000）『宮崎の慰霊碑』
- 佐藤 昌（1999）『噴水史研究』インタラクシオン
- 滋賀縣護国神社編（1997）『滋賀県内忠魂碑・慰霊碑等調査集』滋賀縣護国神社
- 橘 尚彦（2013）「大津・御幸山の西南戦争「記念碑」と戦死者慰霊祭について」（滋賀県平和祈念館平和学習講座（第2期）滋賀県の戦争遺跡 発表資料）
- 忠魂碑調査集編集委員会編（1995）『大阪府忠魂碑等調査集』大阪護国神社
- 辻川哲朗（2013）「滋賀県における戦争記念碑の一例—中野清四郎「記念碑」を中心に—」『淡海文化財論叢 第五輯』淡海文化財論叢刊行会
- 羽賀祥二（1994）「神社と記念碑」『明治維新と宗教』筑摩書房
- 羽賀祥二（1999）「軍都の戦争記念碑」、田中彰編『近代日本の内と外』吉川弘文館
- 檜山幸夫（2008）「日本近代史資料としての戦争記念碑—忠魂碑の史料論的考察—」『史潮』63、歴史学会
- 藤井忠俊（2009）『在郷軍人会』岩波書店
- 松室孝樹（2008）「記念碑から地域の歴史を考える—神社社号標を題材として—」『史想』23、京都教育大学考古学研究会
- 松室孝樹（2010）「ランドマークとしての神社社号標—滋賀県をフィールドとして—」、つがやま市民教養文化講座三十周年記念事業『近江の文化と伝統』編集委員会編『近江の文化と伝統』財団法人守山野洲市民交流プラザ「ライズヴィル都賀山」
- 松室孝樹（2012）「明治山と旅順—乃木希典を求めた人々—」『紀要』25、財団法人滋賀県文化財保護協会
- 山口県遺族連盟編（1997）『ふるさとの忠魂碑』
- 栗東歴史民俗博物館（1995）『95平和のいしづえ展』（展示図録）

**【編集後記】**

本号は、縄文時代から近代までの、埋蔵文化財やその資料管理、建造物など、文化財にかかわる日頃の研究成果の集成、論考の再評価、等となっており、幅広い時期と事物を対象とした豊富な内容となりました。

本書が、文化財の保護と調査・研究の進展のため、広く活用されることを願います。(編集担当)

平成26年（2014年）3月31日

**紀 要 第 27 号**

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会  
520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1732-2  
(TEL) 077-548-9780 / (FAX)077-543-1525  
e-mail: mail@shiga-bunkazai.jp  
<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：マルキ印刷株式会社